知多南部広域環境組合管理者 籾山 芳輝

知多南部広域環境センター建設予定地の土壌調査の 結果及び対応について(続報)

知多南部広域環境センター建設予定地において、平成28年度調査に引き続き、土壌汚染等調査(県民の生活環境の保全等に関する条例第45条に基づく調査。以下、「自主調査」という。)を実施しましたところ、建設予定地から基準値を超える数値が測定されましたので、調査内容及び対応について下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1 調查対象地

知多南部広域環境センター建設予定地 知多郡武豊町字一号地 11番地 37他 2筆(敷地面積 50,000.60 ㎡)

### 2 調査項目

第二種特定有害物質(重金属等:9物質)の土壌溶出量及び土壌含有量(カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物)

## 3 試料採取

平成 30 年 10 月 10 日 ~ 平成 31 年 2 月 22 日

#### 4 調査結果

調査結果の概要は以下のとおりです。

#### ア) 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

	1		
   特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量	基準超過区画数
村足有古物貝名	最大値	基準値	/調査区画数※2
六価クロム	0.06 mg/L	0.05mg/L 以下	1/502
化合物	(1.2 倍) ※1	0.05mg/L 以下	1/ 302
水銀及び	$0.0006~\mathrm{mg/L}$	0.0005 mg/L 以下	1/502
その化合物	(1.2 倍) **1	0.0005 mg/L 🎉	1/ 302
鉛及び	$0.55~\mathrm{mg/L^{st_3}}$	0.01 mg/L 以下	105/502
その化合物	(55倍) ※1		100/ 002

砒素及び その化合物	0.021 mg/L (2.1 倍) *1	0.01 mg/L 以下	18/502
ふっ素及び その化合物	4.2 mg/L (5.3 倍) *1	0.8 mg/L 以下	$72 \diagup 502$

- ※1) ( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を表す
- ※2) 調査対象地を10メートル格子で分割した区画数
- ※3) 12 区画で鉛の溶出量が第二溶出量基準を超過している

# イ) 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌含有量	基準超過区画数
	最大値	基準値	/調査区画数 <sup>※2</sup>
鉛及び その化合物	7500 mg/kg (50 倍) **1	150 mg/kg 以下	298/502

- ※1) ( )内は含有量基準に対する倍率を表す
- ※2) 調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

# 【参考資料】「4調査結果」のうち盛土部の調査結果

# ア) 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準値	基準超過区画数 /調査区画数 <sup>※2</sup>
六価クロム 化合物	0.06 mg/L (1.2 倍) *1	0.05mg/L 以下	1/84
水銀及び その化合物	0.0006 mg/L (1.2 倍)**1	0.0005 mg/L 以下	1/84
鉛及び その化合物	0.55 mg/L <sup>※</sup> 3 (55 倍) <sup>※</sup> 1	0.01 mg/L 以下	55/84
砒素及び その化合物	0.021 mg/L (2.1 倍) *1	0.01 mg/L 以下	18/84
ふっ素及び その化合物	2.9 mg/L (3.6 倍) *1	0.8 mg/L 以下	8/84

- ※1)( )内は土壌溶出量基準に対する倍率を表す
- ※2) 盛土部を10メートル格子で分割した区画数
- ※3) 11 区画で鉛の溶出量が第二溶出量基準を超過している

# イ) 土壌含有量

次表のとおり条例に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壤含有量	基準超過区画数
	最大値	基準値	/調査区画数 <sup>※2</sup>
鉛及び その化合物	2800 mg/kg (18.7 倍) **1	150 mg/kg 以下	68/84

- ※1)()内は含有量基準に対する倍率を表す
- ※2) 盛土部を10メートル格子で分割した区画数

# 5 土壌汚染の原因

鉛及びその化合物については、旧事業所由来のものとも推測されますが、 汚染原因の特定までには至っておりません。ふっ素及びその化合物について は海水飛沫等による自然由来の可能性が考えられます。その他の物質につい ては、建設予定地が公有水面埋立により造成された土地であり埋立用材に起 因した土壌汚染の可能性もあります。

## 6 当該地の現在の状況

- (1) 対象地は関係者以外の立入を禁止しています。
- (2) 平成28年11月にふっ素及びその化合物が基準値を超過している3地点を不透水シートまたはアスファルト舗装で覆っています。

# 7 今後の対応

引き続き、今回の自主調査に対して、愛知県と協議を続け、すみやかに基準を超過した場所を不透水シート等で覆い、雨水の浸透を防止するとともに地下水モニタリングを実施します。また、モニタリング結果や掘削箇所の深度調査結果に基づき、法、条例等に沿った適正な土壌の処理を実施してまいります。

#### 8 問い合わせ先

知多南部広域環境組合 (電話 0569-84-1007)

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地(武豊町役場内)

構成市町:半田市、常滑市、南知多町、美浜町、武豊町

知多南部広域環境組合 HP

http://www.chitananbukouiki.server-shared.com/index.html